

第2回高知県総合教育会議

2015年6月26日

大谷大学文学部 荒瀬克己

カリキュラム・マネジメントの実践

○全国学力・学習状況調査で理科の成績がわるかったのはなぜか？

2012年5月21日午前7時30分 金環日蝕

○海外研修へのながれ

京都市立堀川高等学校 普通科第Ⅰ類・第Ⅱ類・探究科（人間探究科・自然探究科）
総合選抜（現在の3年生まで）合格者登校日（3月・4月）→探究合宿→遠足→球技大会→学校説明会①→文化祭→
体育祭→学校説明会②→耐寒マラソン→海外研修

○探究基礎（総合的な学習の時間）を核に授業改善

校訓＜立志・勉励・自主・友愛＞の解釈：自立する18歳
教育課程に具体化する目標からの評価（授業はトップレベルで行う。理解できない生徒への個別対応）
予習・自習の確認シート

○自己肯定感と失敗

「安全・安心・簡単・手軽」「危険・不安・複雑・面倒」

○うちの生徒には無理だ

学力についての固定的把握
最下位入学の生徒

<参考>

① 教育基本法

第五条（義務教育） 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

② 学校教育法

第三十条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

2 前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。(準用規定)

第五十条 高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

第五十一条 高等学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。

二 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。

三 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。

③「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」(答申)

2012(平成24)年8月

I. 現状と課題

2. これからの教員に求められる資質能力

- これからの社会で求められる人材像を踏まえた教育の展開、学校現場の諸課題への対応を図るためには、社会からの尊敬・信頼を受ける教員、思考力・判断力・表現力等を育成する実践的指導力を有する教員、困難な課題に同僚と協働し、地域と連携して対応する教員が必要である。
- また、教職生活全体を通じて、実践的指導力等を高めるとともに、社会の急速な進展の中で、知識・技能の絶えざる刷新が必要であることから、教員が探究力を持ち、学び続ける存在であることが不可欠である(「学び続ける教員像」の確立)。
- 上記を踏まえると、これからの教員に求められる資質能力は以下のように整理される。これらは、それぞれ独立して存在するのではなく、省察する中で相互に関連し合いながら形成されることに留意する必要がある。
 - (i)教職に対する責任感、探究力、教職生活全体を通じて自主的に学び続ける力(使命感や責任感、教育的愛情)
 - (ii)専門職としての高度な知識・技能
 - ・教科や教職に関する高度な専門的知識(グローバル化、情報化、特別支援教育その他の新たな課題に対応できる知識・技能を含む)
 - ・新たな学びを展開できる実践的指導力(基礎的・基本的な知識・技能の習得に加えて思考力・判断力・表現力等を育成するため、知識・技能を活用する学習活動や課題探究型の学習、協働的学びなどをデザインできる指導力)
 - ・教科指導、生徒指導、学級経営等を的確に実践できる力

(iii)総合的な人間力(豊かな人間性や社会性、コミュニケーション力、同僚とチームで対応する力、地域や社会の多様な組織等と連携・協働できる力)

④ 学習指導要領一般編(試案) 昭和 26 年 (1951) 改訂版 文部省

Ⅲ 学校における教育課程の構成

1. 教育課程とは何を意味しているか

前章で述べたことは、文部省が学校に示唆する教育課程のわく組についての概要である。すなわち、各地方や学校でそれぞれの教育課程を構成していくときに、その手がかりとなる大まかなわく組を示したものである。そして小学校および中等学校の各教科の指導内容や指導法については、別に出版される各教科の学習指導要領に詳細に示されている。これらはまた学校において教科内容や学習活動を選択する場合に、その手がかりとなるものであり、教師に有益な示唆を与えるものである。

本書には、各教科とその時間配当が示されている。これは、各地域や各学校で具体的な指導計画をたてる際の参考となるものであるが、単にそれだけでは教育課程そのものについての叙述はじゅうぶんでない。本来、教育課程とは、学校の指導のもとに、実際に児童・生徒がもつところの教育的な諸経験、または、諸活動の全体を意味している。これらの諸経験は、児童・生徒と教師との間の相互作用、さらに詳しくいえば、教科書とか教具や設備というような物的なものを媒介として、児童・生徒と教師との間における相互作用から生じる。これらの相互のはたらきかけあいによって、児童・生徒は、有益な経験を積み教育的に成長発達するのである。しかも、児童・生徒は一定の地域社会に生活し、かつ、それぞれの異なった必要や興味をもっている。それゆえ、児童・生徒の教育課程は、地域社会の必要、より広い一般社会の必要、およびその社会の構造、教育に対する世論、自然的な環境、児童・生徒の能力・必要・態度、その他多くの要素によって影響されるのである。これらのいろいろな要素が考え合わされて、教育課程は個々の学校、あるいは個々の学級において具体的に展開、されることになる。いわゆる学習指導要領は、この意味における教育課程を構成する場合の最も重要な資料であり、基本的な示唆を与える指導書であるといえる。

このように考えてくると、教育課程の構成は、本来、教師と児童・生徒によって作られるといえる。教師は、校長の指導のもとに、教育長、指導主事、種々な教科の専門家、児童心理や青年心理の専門家、評価の専門家、さらに両親や地域社会の人々に直接間接に援助されて、児童・生徒とともに学校における実際的な教育課程をつくらなければならないのである。

学校における教育課程の構成が適切であり、教室内外における児童・生徒の学習が効果的に行われるときに、それはよい教育課程といわれるのである。学習指導要領がいかに改善されても、学校における実践が改善されなければ、真の意味における教育課程の改善とはならない、逆に、たとえ、学習指導要領がふじゅうぶんなものであっても、有能な教師はすぐれた教育課程をつくりうるであろうし、それがひいては、学習指導要領の改善を促す機縁ともなるであろう。